

センターからの

2021
春号

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
きらめきプラザ5階
TEL 086 (226) 1019 (2021.3月発行)

お知らせ

「センターからのお便り」は、夏号(2021年5月1日発行予定)から、紙による配付から、ウェブ版での配信に変更します。

今後は、岡山県消費生活センターホームページよりご覧下さい。

Contents

- 消費生活に関するご相談は
- 契約内容をよく確認！定期購入トラブルに注意
- 急増 フィッシング詐欺に注意！
- 消費生活相談事例「賃貸住宅の退去トラブルを防ぐために」
- 令和3年度消費生活講座ご案内

お便り

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～16:30

津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～16:30

●消費者ホットライン **局番なし 188** (身近な消費生活相談窓口につながります。^{いやや}「188泣き寝入り」で覚えてください。)

●岡山県消費生活センター **FAX:086 (227) 3715**
e-mail: syohi@pref.okayama.lg.jp

Twitter アカウントID @SyohiOkayamaken

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月1回掲載**

2022年(令和4年)4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます

契約内容をよく確認！ 定期購入トラブルに注意

事例 動画投稿サイトで「実質無料初回送料のみ500円」と書かれた広告を見て、脱毛クリームを注文した。商品が届き、同封されていた書類を確認すると、5回分の受け取りが条件となっている定期購入だったことが分かった。支払い総額は、約2万5千円となる。高校生なので支払えない。
(当事者：高校生 男性)

- 1回だけのつもりで申し込んだが、複数回の購入が条件だったという定期購入に関する相談が多数寄せられています。
- 注文する際には、定期購入が条件となっていないか、支払うことになる総額はいくらかなど、契約内容をしっかりと確認しましょう。
- 契約内容は、「実質無料」などの目立つ表示と離れた場所に表示されていたり、小さい字で書かれていたりすることがあるため、画面の隅々まで見るなど、注意が必要です。
- 未成年者の契約は、取り消しができる場合もあります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

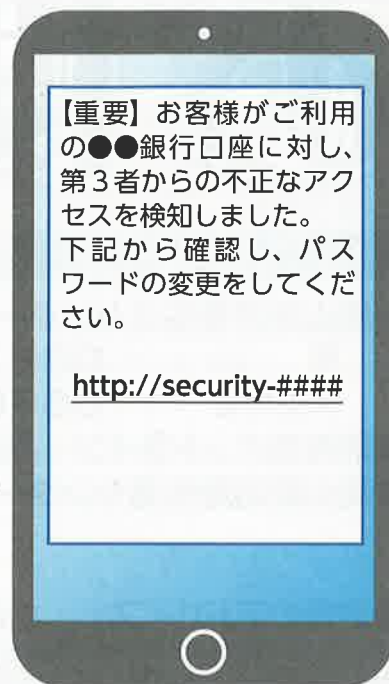
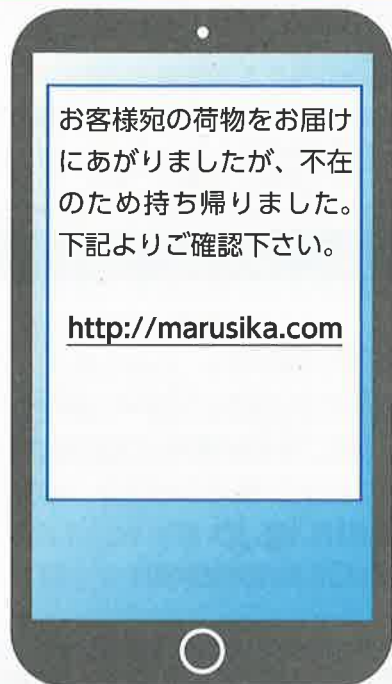
(独立行政法人国民生活センター「子どもサポート情報 第166号」より)



急増 フィッシング詐欺に注意!

フィッシング詐欺とは、実在の金融機関や大手企業を装って電子メールやSMS(ショートメッセージサービス)を送り、偽のサイトにアクセスさせて、クレジットカード番号や口座番号、パスワードなどの個人情報を入力させてだまし取る詐欺です。

こんなフィッシングメールが届きます!



URLをクリックすると

不正なアプリがインストールされる

偽のサイトに誘導され、IDやパスワード、クレジットカード番号などを入力させられる

こんな情報狙われてます!

- クレジットカード番号・暗証番号
- キャッシュカード番号・暗証番号
- 住所・氏名・電話番号・生年月日
- インターネットショッピングなどログインするためのID・パスワード



情報を搾取されると...

身に覚えのない
通信料が発生

クレジット
カード不正利用

SNSのアカウント
乗っ取られた

こんな相談があります！

- 大手宅配便業者からSMSで荷物の不在通知が届き、確認するためにリンク先にアクセスした。なにかダウンロードされた様子だったが、そのままにしていた。後日、携帯電話会社からの多額の請求があり、驚いて確認したら海外に100通以上のSMSが、発信されていることがわかった。
- 通常使用しているクレジットカード会社の名前で、「不正利用が疑われる取引があり一部利用制限しているのでご確認ください」とメールが届いたため、メール内のURLをクリックし、個人情報やカード番号などを入力した。後日カード会社から、身に覚えのない100万円以上の高額な請求書が届いた。



これで騙される！

- 宅配便業者・ネットショッピングのブランド・インターネット銀行・クレジットカード会社・携帯電話事業者など、普段利用している事業者から届く。
- 【緊急】【警告】【重要】「アカウントがロック」「異常」「不正」など焦らせて、不安をあおる内容である。
- URLをクリックした先の偽サイトの画面が本物そっくりで、一見偽物とわからない。
- URLが実在するURLに酷似している。
(アルファベットのO(オー)を数字の0(ゼロ)やアルファベットの大文字のI(アイ)を小文字のl(エル)に変えるなど)
- スマートフォン上では、偽の差出人名しか表示されず、メールアドレスが表示されない。

フィッシング被害にあわないために！ 3つのポイント

①開かない

メール件名の【緊急】【重要】など差出人に心当たりがない場合はメールを開かない。

②クリックしない

SMSやメール内のURLやリンクはクリックしないようにしましょう。

本物だったら…と、不安な場合は公式のアプリやホームページからアクセスしましょう。

③入力しない

詐欺のサイトでは、大切な情報を盗むため個人情報やカード番号などの情報を求められます。絶対に入力しないようにしましょう。

もし、

不正なアプリをインストールしてしまったら… → スマートフォンを機内モードにして、アプリをアンインストールしましょう

IDやパスワードを入力してしまったら… → IDやパスワードを変更しましょう

不安に思ったりトラブルに遭った場合には、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

消費者ホットライン (局番なし) 188 (お近くの消費生活相談窓口につながります)

●消費生活相談事例●



賃貸住宅の退去トラブルを防ぐために

大学生の娘が4年間住んだ賃貸アパートを退去したら、家主からルームクリーニング代3万5千円、エアコンクリーニング代1万円など合計5万円が必要ということで、敷金3万円を差し引いて2万円を請求された。高額過ぎないか。

(岡山市：女性)

消費者へのアドバイス

賃貸住宅を退去するときの原状回復(修復)費用の負担をめぐるトラブルが多く発生しています。

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常使用による破損や経年変化によるものは家主の負担、通常の使用方法を超える使い方によって生じたものは、借主(入居者)の負担とされています。

入退去時は、できる限り家主や仲介業者などの家主側と一緒に部屋の現状を確認しましょう。その際、確認した内容をメモに残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真(日付け入り)を撮ったり、証拠となる記録を残すことが大切です。

貸主から補修費用を請求されたときは、費用明

細や契約書等を確認し、上記ガイドラインを参考に、納得できない点は家主側に十分な説明を求めましょう。

退去時のトラブルを防ぐために、入居前に部屋に傷や汚れがないか記録しておくことが大切です。「ハウスクリーニングは借主負担とする。」などの特約は原則として有効となるため、契約前に契約書をよく読み、退去時の特約等を確認しておきましょう。

困ったときは、お住まいの自治体の消費生活相談窓口(消費者ホットライン☎188)にご相談ください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999



令和3年度 消費生活講座



消費者の皆さんに身近なテーマを取り上げて、日常生活に役立つ情報を提供する講座を開催します。

回	日時	テーマ	場所
1	5月21日(金曜日) 13:30 ~ 15:00	●骨の中のミクロの世界から考える健康の秘訣 講師：岡山大学歯学部 准教授 池亀 美華	きらめきプラザ3階 301会議室
2	9月17日(金曜日) 13:30 ~ 15:00	●知っていますか?黄ニラの魅力 ~おかやまブランド野菜は、ぼっけえで~ 講師：岡山県生物科学研究所 所長 畑中 唯史	
3	11月19日(金曜日) 13:30 ~ 15:00	●人生100年時代のライフプラン 講師：岡山県金融広報アドバイザー 鶴田 宣子	
4	令和4年 1月21日(金曜日) 13:30 ~ 15:00	●見守る大人も知っておきたい!若者トラブル対処法 講師：全国消費生活相談員協会	

受講希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAXまたは電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715 電子メール syohi@pref.okayama.lg.jp

※定員は100名です。来場には公共交通機関をご利用ください。新型コロナウイルス感染防止対策にご協力ください。参加費は無料です。日時、テーマ、講師、会場等が変更となる場合がありますので当センターHPでご確認ください。